

憲法第五十七条にいう国会の「会議録」について

前田英昭

はしがき

4 会議状況

1 議事録と速記録

5 発言の補足

2 記録の沿革

6 非発言事項

3 速記録の記載事項

4 速記録の速報性

1 発言事項

5 議員の訂正権

2 不穏当な発言

6 委員会の記録

3 不規則発言

結びにかえて

はしがき

国会の会議録（正確には衆議院会議録または参議院会議録）は、日本国憲法、国会法及び議院規則に準拠して作成される議院の公的記録である。憲法第五十七条は、第一項において会議公開の原則を定めた後に、「両議院は、各々その

会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。」（第二項）、「出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。」（第三項）との規定を設けている。会議の記録を保存することは極めて当然のことであつて、特別な意味を持つものではないが、明治憲法になかった記録の公表と頒布を議院に義務づけたことは、第一項の会議公開の原則に対応するものとして見過せないものがある。つまり、憲法に規定する公開の原則とは、単に傍聴や報道の自由を認めるだけでなく、一般国民にもその議事の内容を広く知らせることをも意味するのである。このようないくつかの趣旨に対する積極的姿勢は、沿革的には憲法制定過程におけるアメリカ合衆国憲法の影響で導入されたものと見られるものの、⁽¹⁾国会を国權の最高機関とし、議会制民主主義との関係において会議公開の原則を徹底させて会議の内容を明らかにするとともに政治を国民監視の下に公正に行わせようとの趣旨と考えなければならない。

第二項の「会議の記録」、第三項の「会議録」は、アメリカ憲法との関係でいえば、これが速記録を要求している趣旨とは直ちには理解できないが、国会の両院ともそれを速記録と解釈した。この第一項及び第三項が第一項の会議公開の原則規定と関連する以上、「会議の記録」または「会議録」は、議事の経過と結果ができるだけ詳しく記載されることが望ましいし、それが憲法の要請するところであり、速記法による記録ならば最も理想的だと考えられたのであり、それゆえ速記録と解釈したのであろう。同時に、両議院は、旧憲法時代の議院の公的記録であった「議事録」を廃し、かつての議事録記載事項を速記録にあわせて掲載することで議院の記録を一本化して「衆議院会議録」または「参議院会議録」とした。現在、衆議院会議録または参議院会議録は議院の唯一の公的記録であり、官報号外として公表頒布されている。

会議録の目的は、国会における発言を完全に記録し公表することにより、一般国民に会議の模様を知らせることに尽きるわけではない。会議録は、さらに、国会自身はもとより、政府とその監督下にある諸官庁、司法部、及び、その他多くの公的機関の執務資料としても必要不可欠なのであり、また大公使館等の外交機関、政党、労働組合、関係団体、さらには学者、報道機関等によつても必要な資料として利用される。例えば、国会における重要な政治的討論に当たつて、会議録に基づいて、政敵に対しても過去の発言を追及したり、あるいは、政府に対してかつて国会で行つた約束の履行を迫るなど、議員が会議録を利用する例は、探せば数限りない。司法部、法律学者または行政部にては、速記録は、国会が制定した法律を解釈し、論評または適用する際に援用される重要な資料の一つである。利害関係団体は、会議録に記載されている各党議員や政府の発言を見て、政治の流れについて情報を得るのであり、報道機関は、会議録の文字を通して正確な発言内容を知ることができるのである。

ところで、会議録の問題は、一面で極めて技術的な性格を持つので、議会に関する他の問題に比べて、専門家も一般国民も特に強い関心を示さないし、そのためであらう、会議録に関する文献は極めて乏しいのである。他方で、会議録の問題は、一見極めて技術的に見えながら、W・ローがいみじくも言つているように、⁽²⁾会議録は「憲法のとりで」であることを忘れてはならない。会議録は、会議公開の原則を保障する手段であつて、議会制民主主義の維持発展に大きな役割を果たすことが期待されるのである。世界各国では果たして現実にこの期待にどう応えているであろうか。我が国のことを見頭に置きながら、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカにおける会議の記録の実態を明らかにしたい。

(1) マッカーサー草案第五十三條（外務省訳）

「國會ノ議事ハ之ヲ公開ス秘密會議ハ之ヲ開クヨトヲ得ス國會ハ其ノ議事ノ記録 record of its proceedings を保存シ且発表ベ
クタ一般公衆ヘ之ノ記録 this record ハ入手シ得ケン出席議員一括ノ要求アルトキ、議題ニ対スル各議員ノ賛否ヲ議事錄
journal ハ記載スくシ」ハ、れはトメリカ合衆國憲法第一條第五項の四の規定「各議院は、それぞれ議事錄 journal を調製し、
秘密を要するものと各議院が判断する事項を除くばかば、隨時これを公表しなければならぬ。各院の議員の賛否は、議題の
如何にかかるか、出席議員の五分の一の請求があるときは、議事錄 journal の記録にどどめられる〔あるのとある〕に相当
する。」草案に、その後、秘密会のことが挿入され、現行の規定が、アメリカ憲法との類似性が一層強まつた。

(2) ウィリアム・ロー（跡富啓之助訳）「われらがハノサー」

Ⅰ 議事錄と速記録

議会の先進国では、會議錄は大別して、議事錄と速記録の二種類があり、前者は議院の公的記録として、議長の署名
を得て公認力を有するもの。しかし、アメリカでは Journal (議事錄) と Congressional Record (議事速記録)、又は
Beschlussprotokoll (Amtliches Protokoll) (議事錄) と Sitzungsbericht と Stenographische Berichte (議事
速記録)、Plenarprotokoll、又は process-verbal (議事錄) と compte rendu sommaire (議事概要)、compte
rendu analytique (議事要綱)、compte rendu integral (議事速記録)、トヨラベドウ Journal (議事錄) と Parliamentary
Debates (Hansard) (議事速記録、通称ハンサード) があり、ハノサー及ぶハノダムシナル・ハノーラー等がある。印
刷版、週刊版、製本版に分かれる。ハノダムシナル・ハノーラーは両院の議事を一緒に掲載する。
ドイツの速記録の名称について補足しておくる。ドイツの速記録は、従来、Stenographische Berichte と呼ばれていた

が、一九八〇年にドイツ連邦議会議院規則の中（第一百六十六条第一項）に「本会議議事録」Plenarprotokoll の名称が導入された。その名称はそれに先立つ連邦議会第八選挙期の開始以降、一九七六年から、各速記録の表紙の右上の隅に印刷された。この本会議議事録という名称は、議事の公的記録である議事録 Amtliches Protokoll とまあらわしいし、疑義が指摘されたにもかかわらず、議会文書を統一しオートメーション化するのにその簡潔な名称が適しているがゆえ改めるよう勧告があつて、めいばら実務的な発想から導入された。本会議議事録は、「議決録または議事録」Beschluss-order Kurzprotokoll ではない、速記録によって作成された逐語的記録 woertlicher Bericht である」とがわかるように、一般的に従来からの用ひられてゐる「速記録」Stenographische Berichte もとの名称がそのまま残して表紙に併せて表記している。

会議の記録の法的根拠は、ドイツでは連邦議会議院規則第一百六十六条第一項である。すなわち、「各本会議については、議事速記録 Stenographische Berichte (Plenarprotokoll) が作成される。」との規定は、基本法第四十一一条第一項「連邦議会の議事は公開とする。」に由来する。議事録の根拠については連邦議会議事規則第一百二十条「各会議については議事録が作成され、議長は署名する。」である。フランスでは憲法第三十三條「両議院の会議は公開とする。全文会議録 compte rendu intégral des débats が官報 Journal officiel に掲載される。」国民議会議事規則第五十九条「公開の各会議」に、議事要録の作成、掲示及び配布を行ふ、また全文会議録を官報に公表する。(11項)。「全文会議録は本会議の議事録である。」(11項)。そして、その全文会議録は原文の誤りと誤植を訂正した後、特別の用紙に印刷して議事録となり、議長及び書記官の署名を得て議院の記録保管所に保存される(国民議会事務局規程第七条)。特別な用紙に印刷する場合、議長によって取り消された発言は削除される(国民議会議事規則第五十四条)。会議録は、

官報に公表されてから二十四時間以内に、議長の下に、文書による異議の申立てまたは訂正の要求が提出されない場合に確定する（国民議会議事規則第五十九条第三項）。アメリカについては前述のとおり憲法で議事録の規定を置き、速記録については先例にゆだねた。

議事録と速記録との記録の性格上の違いは何か。イギリスでは、速記録に当たるハンサードの表紙には「オフィシャル・レポート」と書かれており、これと議事録について、下院で、一九四九年二月十六日、議長は議員の質問に対してもうように裁決^(ルーリング)を下している。「『オフィシャル』という言葉には二つの意味がある。ハンサードは議院の議事に関するオフィシャル・レポートである。本院の正規の職員が作成するという意味でオフィシャルである。ハンサードは本院の議事に何ら効力を及ぼすものでなく、何ら権威を与えるものでない。議事録はそれ以上にオフィシャルであり、その写しは一八四五年の証拠法に基づいて裁判所で証拠として認められる。つまり、議事録は、議長の直接の監督の下で事務総長の責任において書記官が作成するもので、議院で行われた結果の記録であり、ハンサードは議院で発言された経過の記録である。例えば議院の行為が有効であるか無効であるかは、ハンサードとは別個に、議院自体が決める問題であり、その結果が議事録に記載されるのである。記録の性格についてのこの考え方は各国共通である。⁽³⁾ したがって速記録は公的な記録であるが、議院における発言や行為にして速記録を法的に争う余地のないものとしている例はないのである。速記録に議長の署名がなされても、それは速記録の内容の有効性を正式に確認するだけである。議事録については議長その他の署名がなされる。我が国及びフランスで速記録に相当する文書に署名がなされるのは、それが議事録であるか（フランス）、または議事録に相当する（日本）からである。

(3) Trossmann/Roll, "Parlamentsrecht" 1981 の中で、「速記録」は法的意味において「議事録」でないし、「公文書」oeffentliche Urkunde ではないと書かれてゐる。

我が国では記録の一本化とはいうものの、厳密には、議院に保存する議事録と一般に公表頒布する議事録の二種類に分かれており、前者を記録の原本としている。原本には秘密の部分も取り消された部分も一切記載され、公表頒布される議事録にはそれらが削除される。明治憲法下では議事録、議事速記録、議事摘要の三種類があり、これに加えて、一時、決議録も作成された。

我が国帝国議会の議事録は、議院法第十七条〔書記官は議事録……ヲ作り……〕に基づくもので、次の事項を議事録記載事項とした。一 議院成立及開会閉会停会ニ関スル事項及其ノ年月日時 二 開議延会中止及散会ノ月日時 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名 四 勅語及勅旨 五 議長及委員長ノ報告 六 会議ニ付シタル議案ノ題目 七 議題ト為リタル動議ニ動議者ノ氏名 八 決議ノ事項 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項。速記録については「議事速記録ハ議事日程議案議事投票者氏名及諸般ノ報告其ノ他必要ナル事項ヲ掲載ス、議事ハ速記法ニ依リ速記ス」（衆議院規則第百四十二条、大正十四年）、「議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス」（貴族院規則第百三十二条、大正十年）と規定されていた。つまり、議事録は書記官の起案によつて作成される（議院法第十七条二項）「由による」記録であり、議事速記録は速記法によつて記述される「耳による」記録であつた。そして議事録は、議長（当該会議を整理した副議長又は仮議長）及び書記官長（その代理する書記）が署名し（衆議院規則第百四十二条、貴族院規則第百三十二条）、会議の記録としては議事速記録よりも、より公式のものであり、証拠力においても優先していた。しかし、公刊されたのは議事速記録の方であり、実際には、議事の経過、発言内容を逐一

正確に記載した議事速記録の方が一般の関心の中心となつていて、この速記録に若干の他の要素（議事録的記載事項）をつけ加えれば、それが会議録として何よりの証拠力になるという実態が強く認識せられたためか、国会になるとともに、会議の記録は会議録一本になり、その会議録に記載すべき議事を速記法によつて速記するということになつた。原本たる会議録は、秘密を要すると議決した部分及び議長が取消しを命じた部分を掲載する点を除けば、一般に公表頒布する会議録と内容は異ならないのである。⁽⁴⁾

（4）議院に保存する会議録を議事録とする考え方もある（寺光忠「国会の運営」一五九ページ）。

しかし、議事録と速記録を一本化した日本の場合は問題が残る。特に混乱等によつて議決の結果が速記にとれずにその部分がブランクの会議録になつた場合、会議録不備の問題が起ころ。その補完措置は、会議主宰者たる議長が判断し把握したところを客観的根拠に基づいて会議録に補足掲載することになる。

裁判所の法律に対する形式的審査の際、議事録が援用されるのであるが、我が国では会議録が援用される。それは必ずしも原本として議院に保存される会議録とは限らない。その例を砂川事件差し戻し後の第一審判決（昭和三十六年三月二十七日）に見ることができる。裁判所は新安保条約を不成立とする弁護人の主張に対し次のように述べてゐる。

所論の如く、国会で右条約等の審議議決に際し、議事が混乱を極めたことは公知の事実に属し、殊に、第三十四回衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第三十七号（昭和三十五年五月十九日）末尾の記載によれば、成程「午後十時二十五分 小沢委員長 休憩前に……（発言する者、離席する者多く、議場騒然、聽取不能）……。午後十時二十七分」とあるのみで、その他の審

議の経過の記載を欠くのであるが、これに統いて「参照」衆議院公報第百九号(一)（昭和三十五年五月十九日）に掲載された五月十九日の日米安全保障条約等特別委員会の議事経過は、次の通りである。△日米安全保障条約等特別委員会（第三十七回）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件（条約第一号）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第二号）右両件はいずれも承認すべきものと議決した。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出第六五号）右案は、原案の通り可決した。」との記載があり

（以下、これら条約、法律案に関する報告書は別冊付録に掲載してあること、さらに昭和三十五年五月二十日の衆議院会議録の記載によれば、昭和三十五年五月二十日午前零時五分本会議小沢安保特別委員長より同特別委員会における審議の経過並びに結果の報告あり、「……五月十九日椎熊委員より質疑打ち切りの動議が提出せられ、採決の結果、右動議は可決せられた」清瀬議長、起立総員、委員長報告通り可決との記載があること、その他、昭和三十五年七月十五日の衆議院会議録の小沢特別委員長の報告書の掲載、参議院の委員会、本会議における新安保条約に伴う関係法令の整理に関する法律案の可決の記載並びに新安保条約は憲法第六十一条により衆議院の議決が国会の議決となつた旨通知書受領の記載があることを述べて）

以上の記載に従すれば、審議の経過に異常な波乱のあつたことは窺えるが、議院の会議及び手続については、憲法（第五十六条以下）及び国会法（第五十五条以下）に定むるもの外は、憲法自ら（第五十八条第二項）これを専ら国会の自律的措置に委ねていること、憲法（第五十六条以下）及び国会法（第五十五条以下）並びに衆議院規則、参議院規則の各条規に照らして明白であり、本件審議が特段に右憲法及び国会法の各条規に違反するものでなく、かつ、国会自らその自律的内部規程である各議院規則に格別抵触しないものと判断している以上、右審議は適法に行われたものと解する外なく、従つて前記条約及びこれに伴なう一連の法律は、結局成立に必要な要件を充足して適法に成立したものと認められる。

II 記録の沿革

我が国の議会においては、開設と同時に議事録と議事速記録と議事摘要が作成されるようになったが、それを採用する際に調査対象になつた国々の記録の沿革を簡単に見ておく。イギリスのハンサード Hansard は、議院内に記者席が設けられた一八〇三〇年、ウィリアム・コベット William Cobbett が作成し、議院の出版人トーマス・カースン・ハンサード Thomas Curson Hansard が出版した Parliamentary Debates が始まった。一八一一年からハンサードみずから編集も出版も行なはなくなつた。Hansard's Parliamentary Debates または単に Hansard と呼ばれるようになつた。これに対し一八一一年までのコベット編による記録は Cobbett's Parliamentary Debates と呼ばれた。ハンサードはハンサード商会を設立し、その後後継者によって出版は続いたが、一八五五年以降、大蔵省からの百部の定期購読という形で大蔵省からの公的援助が与えられるようになつた。これは政府からの財政援助の始まりである。大蔵省の定期購読の部数は三年後には百二十部にふえ、一八七八年には議会報道の調査のために設立された特別委員会の勧告に基づき、「ハンサード」は報道内容の質的改善を条件に政府の補助金を支給されることになる。

一九〇九年から「オフィシャル・レポート」と名称を変え、議会の正規の速記者による完全な逐語的記録として発行されるようになつた。こうして公式の速記録が官報の形式で出版される体制が完成する。ジャーナルは、これより遡る一五四七年から編集された最も古い記録で、初期のものには発言のメモも記載されていたが、一六四一年以降はなされたことの記録だけになり、年一冊で、一八四五年の証拠法により法廷において証拠として受理される。⁽⁵⁾

- (5) 鐘田達郎「『議会報道の歴史』の形成過程」(「立憲館法洋」一九八五年六号)
石井五郎「イギリス議会の議事録」(「外國の立法」六号)
Wilding & Laundy, "An Encyclopaedia of Parliament"

フランスの議事の記録は、一七八九年の立憲議会、一七九一—一九一年の立法議会では書記として努めた議員が議事録 *procès-verbal* を作成したが、一七九五年一九九年の元老院及び五百人院では議員以外の書記が議事録を作成し、その後の方法が続いた。一八一四年まで議事録が議院の公式記録 *compte rendu officiel* となつた。一八一四年から二〇〇〇年の王政復古、二〇〇〇年から四八年の七月王政では議事録に議事経過が若干加えられた。一八五一年の第一帝政以後は書記は議事録と議事要録 *compte rendu analytique* を別々に編集するようになった。速記法による完全な記録は全文会議録 *compte rendu integral* と称され、一八四八年に導入されて今日に至る。⁽⁶⁾ ほか議事要旨 *sommaire* がある。全文会議録は記録部所管であり、その他の記録は議事部の所管である。

- (6) Eugène Pierrre, "Traité de droit politique, électoral et parlementaire", 1924

ドイツの速記録の歴史は十九世紀にまでさかの遡る。“ドイツは、イギリスやフランスなどおくれたが、フランツ・クサフナー・ガーベルベルガー Franz Xaver Gabelsberger が一八一九年から、第一回の“マンハッタンにおける等族会議”で、彼の「速記記号術」*Redezeichenkunst* を用いて議論を記録し、その他二、三のドイツのラント議会でも議院速記者 Kammerstenographen による議論の記録が作成された後、一九四八年、フランクフルト国民議会で、ガ

一ベルスベルガーの教え子である議員フランツ・ヴィーガルト Franz Wigart 教授の監督のもと、ドイツの中央議会では初めて、議会職員として採用された速記者によつて速記録 Stenographische Berichte が作成された。官製による速記録は、その後、一八五〇年のニアヘルト連合議会 Erfurter Unionsparlament、一八七〇年の北ドイツ・ライヒ議会、一八七一年以降のドイツ帝国議会、そして一九四九年以降のドイツ連邦議会へと伝承される。

(7) Friedrich-Ludwigh Klein, "Das Plenarprotokoll", 1982

III 速記録の記載事項

1 発言事項

速記録に掲載される内容は、言うまでもなく、会議においてなされた発言のすべてがその核心でありその大部分を占める。発言は説明、質問、中間質疑、補充質疑、討論など議員ほか会議に参加した者の発言及び議長席で執務中の議長の発言である。この種発言は、後に述べる議員の訂正権に基づいて若干手直しされたり、速記に固有の技術的な言語処理の基準に応じて、冗語や反復語を取り除いたり、文法的に整えられたり、明らかな言い違いを正したりするという意味で若干の編集(速記用語で言う整文)が施されるが、何か新しいことを挿入したり意味のある言葉を削除したりして発言の趣旨を変更するなどは一切許されていない。

ドイツの速記録の発言部分はできるだけ読みやすい形で編集されるのが特色である。すなわち、議題は行の頭を下

げ、ゴシックで際立たせる。発言者の氏名もゴシックで、会派名を記入して表記される。利用者の便を考えて、特に長い発言の中の特定部分を見出し語または見出し語群としてゴシックで際立たせる。不規則発言と会議状況の記載は、原則として、正規の発言部分と明確に区別して何文字か右に寄せて記載する。こうした記載方法は、単純な発言記録に味をそえ、利用者に読んでみようという気持ちを起こさせるようにしておこうとする趣旨から考案された。特に対立する意見が激しくぶつかり合う白熱した討論の場合は、正規発言に並べて野次や同意・不同意の状況記載に多くの部分を割くことによって議場を覆っていた雰囲気を伝えることができる。さらに、議事録発言部分については、表紙に内容目次が掲げられ、末尾に関係資料が付録として添付される。

2 不穏当な発言

発言事項でも記載しないものがある。議院の品位を傷つけまたは議員を侮辱したような言葉を使った場合に議長が削除権を行使できるのはフランス、アメリカ及び日本である。フランスでは議長の削除権は議院規則に根拠を置く「国民議会議事規則第五十四条「議長は発言権を取り消すことができる。議長は、発言権を取り消した場合に、その発言を議事録に記載しないよう命ずることができる。」。アメリカでは不穏当な発言を速記録に掲載しないことは先例にゆだねられている。我が国では、議長が取消しを命じた発言は会議録から削除されるが、原本たる会議録には掲載される「国会法第一百十六条、衆議院規則第一百六条、参議院規則第一百六条」。

3 不規則発言

イギリスでは不規則発言（野次）でも発言者が応答するので正規発言並みに扱われる場合が多いが、発言者に無視されるとか騒がしく聞こえるだけのものは（妨害） Interruption とだけ簡潔かつ画一的に記載され、その文字を通し

て何か発言があつたことを暗示するようになつてゐる。一九〇九年に官製の速記録ができる前においては新聞社の速記者が作成したため、速記録は不規則発言を「クライズ・オブ……」*Cries of ~ (……との叫び声)* の形式で好んで用いられた。

ドイツでは速記録に記載される議事の中には、議長の許可した正規の発言だけでなく、不規則発言も含まれる。不規則発言は、議事進行に何らかの関係があるとされ、議事内容の一部と解釈される。議院規則第百十九条「不規則発言の記録」第一項 速記録に記載された不規則発言は、議長及び当事者の同意を得て削除が行われない限り、本会議議事録の一部としてとどまる。ドイツでは、昔から伝統として、正規の発言とともに、不規則発言であつて発言者がこれに応じた場合とか、これを契機にして議長が注意した場合は必ず、その他会議状況を描写するのに役立つ不規則発言はできるだけ速記録に記載される例である。その場合、具体的に別掲のように、文中に括弧書きで発言者名または発言会派名と発言内容とを記し、必要に応じて感嘆符または疑問符をつける例である。

フランスでは、正規の発言に付随して発せられる議場からの叫び声は、議事に属すと理解されるので、可能な限り会議録に掲載される。したがつて、不規則発言というのは必ずしも適当ではないが、不規則発言は別掲のように正規発言と同じく表記される。複数の者による叫び声は発言者を特定しないで文中に括弧書きで表記される。

我が国で不規則発言ができるだけ速記録に記載しないのは、「議事」の概念が狭いからである。「議事は速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。」（衆議院規則第二百一条、参議院規則第百五十六条）という場合の「議事」とは、すべての発言ではなくて、正規の発言だけである。これに対してヨーロッパでは議事の概念が広いのである。⁽⁸⁾

フランス国民議会における不規則発言の記載例

Applaudissements sur certains bancs au centre et à droite. (中央及び右翼において拍手)

Interruptions à droite. (右翼において発言妨害)

Exclamations au centre. (中央において喚声)

Protestations à gauche. (左翼において異議の声あり)

Vives interruptions au centre et à droite. (中央及び右翼において激しい妨害)

Nouveaux et vifs applaudissements à l'extrême gauche. (新たな激しい拍手が極左において)

M. Audré Mescier (Oise). Payés en dollarrs ! (Exclamations et protestations sur de nombreux bancs. ムッシュ・アンドレ・メルシェ (オワーズ) ドルで支払われた！ (喚声と抗議が多くの席で)

M. Fernand Bonxom. Mais, messieurs (L'orateur se tourne vers l'extrême gauche), vous n'êtes pas, me semble-t-il, en cause. (Rires au centre) ムッシュ・フェルナン・ボンクソン, しかし, 諸君, (演説者は極左のほうに向く) 諸君はかかわり合いになつてゐないと, 私には思われる。 (中央にて笑声)

M. Robert Richet. U.R.S.S. go home ! (Sourires au centre et à droite. Exclamations à l'extrême gauche) ムッシュ・ローベル・リッシュ ソ連ゴーホーム ! (中央と右翼にて薄笑, 極左にい喚声)

M. Henri Dorgeres-d'Halluin (S'adressant à l'extrême gauche). A Budapest, assassins d'ouvriers ! ムッシュ・アンリー・ドルグエル・ドオリュアン (極左に話しかける) ブタペストでは, 労働者達を暗殺したではないか !

Vifs applaudissements à l'extrême gauche. (極左において激しい拍手)

Mouvements divers. (各種の動きあり)

Très bien ! très bien ! à droite. (いいぞ, いいぞと右翼において)

Mouvement à l'extrême gauche. (極左において動き)

Vives interruptions sur de nombreux bancs. —Bruit. (多くの議席において激しい妨害 議場騒然)

(Journal Officiel de la République Francais より)

ドイツ連邦議会における不規則発言の記載例

以下は、1964年2月7日 Gerstenmaier 下院議員が議員歳費の中から党に拠出する割合がふえたことについて述べた部分を Verhandlungen des deutschen Bundestages (Stenographische Berichte) から引用したものである。

淑女紳士諸君、満場の諸公、私はあなた方の顔をここからじかに見ることができない。

(笑声) Heiterkeit.

なぜなら、人間の視界には限りがあるからだ。だが、議員の政党への出費を見ると、あまりにも高すぎると思う。いま手元にないが資料によると、議員は502マルクも政党に拠出しているのだ。

(SPD から叫び声) Zurufe von der SPD.

そう騒ぐな。

(再び叫び声) Erneute Zurufe.

それは少なすぎるのか、多すぎるのか。

(SPD から叫び声) Zuruf von der SPD.

少なすぎるといふのか。私は本院の一方の側の諸君に言う。あなた方は擁取に反対してきたではないか。

(鳴り響く笑声と拍手) Shallende Heiterkeit und Beifall.

そうだ。

(再び起こる拍手) Erneut einsetzender Beifall.

本院のもう一方の側の諸君にも同じことが言えるのだ。

(再び拍手) Erneute Heiterkeit.

しかし、私は特に擁取に反対してきた諸君に尋ねよう。あなた方はもう疲れはててしまったのか。

(大きな拍手) Grosse Heiterkeit.

ところで、これは議員のふところ工合にとっていいことか。担当の内務大臣がおられないが……。

(SPD から叫び声、彼はもう全快したはずだ) Zuruf von der SPD:
Er erholt sich!

副総理、総理はどう考えるのか。

(副総理メンデ：私は総理に伝える)

それはありがたい。

(8) 「やぐての議事とじゅうことは、やぐての声といふことではない。発言はすべて議長の許可を受ければならないのであるから、議長の許可なしになされる発言、たとえば野次、私語等は、たまたまそれが『……と呼ぶ者あり』と記せられていることがあつても、それは編集の便宜によるものであつて会議録の一部をなすものではない。」(佐藤吉弘『注解参議院規則』二二〇ページ)。

4 会議状況の記載

速記に記載されるものに、括弧書かによる注記(速記用語で書く会議状況の記載 Regiebemerkungen)として、会議経過を完全に再現しこれを理解するために必要と認められる限りにおいて記載される会議状況がある。ドイツでは賛成・反対の身振りや言葉による表明、例えば拍手喝采、異議を唱える院内会派の動静、速記者が把握できた野次、野次を飛ばした者の氏名、会派名など、耳で聞いたものだけではなくて、目で確認されるものまでも記載される。これは、「会議状況」とか「状況描写」と言われるものの記載である。議長の交代、議場からの会派の退場の様子、賛成・反対を示す起立の動作、実物を持つてしゃべった場合の「物」の表示などがこれに当たる。また、開会時刻を記載する。さらには傍聴席で生じた人目を引く出来事を記載した例もある。

例えば「拍手」Beifall、「笑声」Heiterkeitについて統一した基準でその中身を区別して表記する。「拍手」など単に「拍手」とだけ記載されるが、あだは「盛んな拍手」lebhafter Beifall、「過激的な拍手」sturmischer Beifall、「示威的な拍手」demonstrativer Beifallと記載される。時には、「轟りやめな」anhaltenderとか「長く鳴りやめな」langanhaltenderとかの形容詞が付いて加えられることがある。さらに、その拍手が議場全体ではなくて、院内会派の一部だけであれば、議場のどの部分で拍手があつたかを確かめて、例えば「社民党席におこり」とか「キ

リスト教民主・社会同盟議員の拍手」 Beifall bei Abgeordneten der CDU/CSU とかという慣用句を用いて表記される。また、「笑声」も、Heiterkeit ～ Lachen ～が区別される。前者が発言者の滑稽なユーモラスにあふれた発言に対する反響をあらわすのに対し、後者は政府側の嘲笑または冷笑をあらわしている。

イギリスのハンサードは原則として会議状況を記載しない。拍手とか笑い声のような会議状況は、発言者が発言中に直接それを取り上げた場合に限って挿入する。その際、大小の色づけは絶対に禁じられる。大きいか小さいかは速記者の主観的判断事項だと考えられ、また読者に無用の不公平感を与えるからだとされている。ただし、時刻は客観的なのでハンサードの随所に記載され、会議状況を知る上で便利である。

フランスでは、会議状況は、別掲のように、拍手 Applaudissements、異議 Protestations、妨害 Interruptions、笑声 Rires、薄笑い Sourires などがどの会派から起きたかがわかるように括弧書きで文中に挿入される。

我が国では、記録の客觀性に重きを置いて、必要最小限度に会議状況を記載する。

5 発言の補足

発言以外に会議の記録としての必要事項は掲載される。例えば記名表決の結果である。別掲参照。

我が国衆議院会議録の記載事項は次のとおりである。〔衆議院規則第二百条〕

- 1 開議、休憩、散会及び延会の年月日時刻
- 2 議事日程
- 3 召集に応じた議員の氏名
- 4 開会式に関する事項

- 5 議長の異動
6 議席の指定及び変更
7 要求書の受領並びに通知書の発送及び受領
8 奏上に関する事項
9 議案の発議、提出、付託、送付、回付及び撤回に関する事項
10 出席した国務大臣及び政府委員の氏名
11 会議に付された案件及びその内容
12 委員会の報告書及びその内容
13 議長の報告
14 議事
15 質問主意書及び答弁書
16 選挙及び記名投票の投票者の氏名
17 議員の発言の補足書
18 その他議院又は議長において必要と認めた事項
- 速記録の主体をなす「議事」、すなわち発言部分のほか、本来、速記録としての必要記載事項以外に議事録として記載すべき非発言事項が掲載されるのが我が国の会議録の特色である。なお、このほか、参議院では「出席した議員名」も掲載される。
- 右の衆議院規則にいう「発言の補足書」とは、「議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分」のうち「議長の認める範囲内において」掲載されるものであり（国会法第六十一条第三項）、これと同時に議長または議院の承認しな

記名投票の結果の記載例

○フランス国民議会 (1972. 5. 25)

議事速記録では投票総数だけ記載し、議事録に氏名を載せる。
議事速記録 Nombre de votants (投票総数) 475
Nombre de suffrages exprimés (有効投票) 474
Majorité absolue (過半数) 238
Pour l'adoption (賛成) 366
Contre (反対) 108
議事録 上の数字を再録し、さらに続けて氏名を記載する。
Ont voté pour (賛成) 氏名アルファベット順
Ont voté contre (反対) 氏名
S'est abstene volontairement (自発的棄権) 氏名
N'ont pas pris part au voté (投票せず) 氏名
Excusés ou absents par congé (請暇のための欠席) 氏名
Ont delegue leur droit de voté (投票権の委任)
MM, Baudis a M. Caillau (Georges)

○アメリカ下院 (1982. 8. 10)

A Recorded Vote was ordered. (記録投票執行) 投票は電気投票方法で行われた。

Ayes	109
Nays	277
Present	2
Not-voting	46

「以下のとおり」として、以下に氏名が賛成、反対、棄権、投票せずについてアルファベット順で記載される。

○西ドイツ議会 (1986. 5. 14)

Endgültiges Ergebnis
Abgegebene Stimmen (投票総数) 408

Abgeordnete: davon	Ja:	25	Abgeordenete
	Nein:	367	Abgeordenete
	Enthalten:	16	Abgeordenete

Ja	
緑の党	(氏名)
無所属	(氏名)
Nein	
CDU/CSU	(氏名)
SPD	(氏名)
Enthalten	
SPD	(氏名)

○イギリス下院

Ayes 174
Noes 149

Ayes (氏名) アルファベット順
Noes (氏名)

Tellers for the Ayes (氏名)
Tellers for the Noes (氏名)

かつた質問の主意書も会議録に掲載される。また、衆議院では、議長の承認を得て、議員の演説に対する簡単な参考文書も会議録に掲載できる（衆議院規則第二百二条）。これらは国会法制定時におけるアメリカの影響で導入されたものであり、今では補足書の例は皆無であり、参考文献の掲載も極めて限定的に解釈されている。

アメリカでは、実際に行つた発言に対して補足を認める例である。これは「発言の敷衍」*Extensions of Remarks* と謂われるものであり、議員は発言の補足書だけでなく、発言を補強するのに参考となる新聞とか雑誌の論説を、議院の許可を得て、会議録に掲載できる。したがつて会議録のページ数は大幅にふえる例が多い。これが認められるのは、議員の言わんとするところを十分かつ明確に速記録に反映させ、議会を国民に対する情報源としようとする考え方があるからであろう。

6 非発言事項

ドイツでは、口頭で発言されたものでない」とを速記録の中に細字で記載するものとしては、例えば長老評議会 Alltestenrat の提案内容（いれは議事日程には記載されているが、通常は他の議題と一緒に審議するために朗読を省略される）、長老評議会の合意に従つて議事日程に追加される予定の審議事項リスト（一々読み上げることなく表決に付される）、質問時間に提出される口頭質問要旨、記名表決の場合の個々の議員の表決内容を明らかにしたリスト等々がある。

内容目次 Inhalt には審議事項及びこれについて発言した発言者名がページ数を示して記載される。質問時間の項目には個々の質問の内容の要約（いわゆるアブストラクツ）及び質問者名と答弁を行つた大臣または政務次官名が記載される。記名表決が行わたときは、その問題と表決の結果を記載したページ数が示される。外国の賓客の挨拶及び議長が議会の名において述べた誕生日の祝詞の件も目次に取り上げられる。最後に添付資料が記載される。

速記録の末尾に付録 Anlage として添付される資料には次のようなものがある。欠席届を出した者のリスト、議事規則第三十一条第一項に基づいてなされた、問題の表决に際して表明された文書による議員の意見書、議事規則第八十条第三項ないし九十三条に基づいて議長が行う議案の委員会への付託通知、質問時間に提出された口頭質問に対して留保された書面による回答書。

前回までの議事録に印刷上の明白なミスがあつたときは、その正誤が付録の前に挿入される。
フランスでは議題、法律案名、修正案名、発言者名簿をまとめた概要 sommaire が作成され、全文会議録の冒頭に掲載される。

四 速記録の速報性

速記録の価値は一般に速記録の出来上がる速度と正確度によって決まる。ドイツの例を中心にして話を進める。速記による記録の発行ができるだけ速めて会議の翌日にしてもらいたいという要望は、連邦議会第一選挙期中に既にあつた。この要望は一九五四年五月、連邦議会において全会一致で決議された。その決議により議長団は必要な措置をとることを委任された。

このような迅速な速記録の作成を実現するためには次の三条件が満たされなければならなかつた。すなわち、1 速記者の充足と速記者のチームワーク、2 発言部分の反訳原稿を議員が内閣するための時間の短縮と確定、3 徹夜で印刷できる印刷所の存在である。この条件はどの国にも当てはまる。
まず、速記者の充足とチームワークについて。一九四九年、ドイツ連邦共和国基本法の成立でスタートした議会に

おいて速記者は十名、五〇年中期以降に二十名に増加し、八六年現在二十三名である。速記者を補佐する復演タイピストと事務員の数は十九名である。これらのスタッフで本会議の速記録は作成される。具体的に言えば、速記者は五分交代で会議の現場で速記し、五分の速記をタイピストに口述して反訳原稿をつくって、一時間後に再び速記のため議場に出場する。この現場速記者とは別に校閲のための速記者は三十分交代で会議の現場に出場し、内容を把握しておいて自分が担当した分の現場速記者の反訳原稿を校閲する。この校閲を経た反訳原稿が議事規則第百十七条に基づいて発言者に送られるのである。なお、委員会の会議の速記録については別に院外の速記者に作成を委託する。

この交代制は各国共通である。その担当時間は国により異なり、現場速記者についてはフランスでは一分ないし三分、イギリスでは十分ないし五分、校閲者については、フランスでは十五分、イギリスでは三十分である。

第二に、議員の反訳原稿内閣の時間短縮と確定について。議事規則第百十七条「発言者による反訳原稿の審査」各発言者は、その発言の反訳原稿を受け取り、定められた期間内に審査して返却するものとする。期間内に返却されないときは、その反訳原稿は印刷に付されるものとする。この規定の「定められた期間」とは一時間とされている。二時間以内に大臣または議員が原稿を審査することは容易ではないし、それについて不満が洩らされることがよくあるが、二時間経過後に議事規則第百十七条に基づいて原稿を印刷所に送らなければ翌日発行に間に合わないのである。なお、発言者の訂正権については後述するが、多くの議員は、軽微な場合、速記者に訂正を委ね、みずからの訂正権の行使を控えている。

フランスでは、「午前の会議での発言のときは午後三時半までに、午後の会議での発言のときは午後十時までに、夜の会議での発言のときは遅くとも会議終了後一時間で」発言者は反訳原稿を補整 *corriger* し返付しなければなら

ないとされている（国民議会事務局規程第十五条）。

アメリカでは議員が反訳原稿を返付しない場合、その発言は会議録の本体の部分ではなくて、「付録」の部分に掲載される。

イギリスでは、発言者の内閣を経る建前ではあるが、希望者からの申し出を待つ例としている。

第三に印刷所について。速記録を翌日配付するためには、作業工程からいつて、速記録の原稿ができる上がった後、徹夜で印刷にかかる印刷所が必要になる。速記録の印刷所は、連邦議会の本会議が行われる日のために、その都度、速記録印刷所に必要な数の人員と機械を提供し、必要とあればほかの注文を後回しにしてでも速記録を印刷する仕事を優先してやってくれるという契約を事務局と結ばなければならない。そのような印刷所はボン大学の図書館印刷所に求められた。同印刷所は、現在、いかなる場合にも、この契約に基づいて、必ず会議の翌日の午前中には刷り上げた速記録を事務局に納入する。その前にも「棒組みゲラ」が若干事務の必要上記録部に届けられる。発行部数は五千、議員、政府各省、事務局、大使館、公共図書館等へ無料配布のほか、Dr. Heger 社を通じて一般にも頒布される。

フランスでは反訳原稿は議会事務局の気送管を通して官報印刷所に送られる。校正刷り (*jjre à la caisse placards* という) が気送管を通して事務局と印刷局を往復して校正された上、速記録として会議の翌朝に *Debats Parlementaires* との名称のついた官報で発行される。発行部数六千である。

速記録の速報に努力するだけでなく、別に要約版の発行を行つて関係者の便宜を図つているのがフランスの特色である。フランスでは議事要旨または議事要録を会議の途中から終了後にかけて、経過を追つて順次部分的に公表して

会議の進行具合を知らせる。これは議員や新聞記者（特に会議に出席しなかった者）によく利用されている。議事要録は全文速記録を三分の一に圧縮した程度の速報用の不完全な記録で一時的な間に合わせであり、全文会議録が翌日発行されれば御用済みになると思われるが、全体がまとめて編集される。全文会議録の発行部数六千部に対し、議事要録の発行部数は千三百部である。

日刊版を翌朝発行して会議に参加した者を初め一般国民の便宜を図った上で、なお正確を期すために、製本版で誤りを訂正する手続をとっているのはイギリス及びアメリカである。

イギリスでは、原則、午後二時半から午後十時半までの会議の速記録原稿は翌日に配布される（ロンドン在住の議員に対しては午前八時、一般には官報販売所で午前八時半以降）。これは日刊版（デイリー・ペート）であり、このほか一週間分をまとめた週間版（ウイークリー・エディッション）は月曜日に、製本版（バウンド・ボリューム）は六か月後に発行される。ハンサードの発行部数は、日刊版七千部、週刊版一千部、製本版千部、委員会については五百部である。

我が国では、議事速記録が戦前、議事録とは別につくられた時代には、第一回帝国議会からずっと速記録は翌日発行されたが、現憲法下、両者が一体になった会議録は、戦後の混乱期を経て、諸般の事情で発行が遅れぎみである。

五 議員の訂正権

速記録の正確性は、速記者の技術によることはもちろんあるが、発言者の訂正権によつても保障される。議員は発言の訂正権を有する。「ドイツ議会議事規則第百十八条 1 訂正は、発言またはその部分の意味を変更してはならない。訂正に対して異議が唱えられ、発言者の了解が得られないときは、議長の決裁を求めなければならない。」

2 憲法第五十七条にいう国会の「会議録」について

議長はすべての証拠を求めることができる。フランス国民議会事務局規程第十五条 発言者は自分の演説の反訳原稿の校正刷りを補整することができる。発言者は、演説の文体の修整を除いては、その内容を変更することができない。」訂正権の許容範囲は趣旨の変更にわたらぬといふことであり、その許容範囲の訂正かどうか疑わしいときは、ドイツの場合では、記録部長は議事規則第百十八条に従つて、発言者との合意に至るよう努め、場合によつては議長の決裁を求めなければならない。訂正について問題が生じ、発言者との連絡がとれないときは、発言どおりの元の文章に復元して原稿を印刷所に送る。

議事規則第百十七条によれば、反訳原稿は発言者による審査以前においては、議長を除くほか誰もこれを閲覧できない。しかし、実際には、ある発言者の主張に答えようとする議員がその主張の記載されている反訳原稿の部分を無訂正のままコピーの交付を願い出ることがある。この場合、発言者が文書または口頭で同意を表明し、または自分の訂正権を放棄したときに限り、反訳原稿のコピーは交付される。議長だけは発言者の訂正前であつても閲覧権を有するが、議長が実際にこの権利行使するのは、懲罰の譴責処分の対象になると思われる発言（その多くは不規則発言）内容を確認しようとする場合である。

イギリスでは議員の訂正権について一九一四年四月六日に議長の裁決（ルーリング）があつた。裁決とは、議員の疑問に対し議長が答え、決定を行うもので、その権威は高く議院規則と同等の拘束力を持つ。次はその質疑応答の内容である。

ミスター・ロナルド・マックネイル 議長、私は手続問題で御質問いたしたい。議員が、議院で述べた発言のオフィシャル・

ンボート（ベンチャードを指す一引用者）を訂正する correct 権利に対して何いかの制約があるであらうか。特に、訂正是字句上の誤まり verbal errors に限定されていて、字句の挿入によって by the insertion of words or phrases 議院で実際につぐた発言の意味を実質的に変更するといふな議員に許されない。ルールおなは名譽ある申し合わせがあるのであらうか。

議長 私は、この問題についてオフィシャル・レポートのエディターに聞いたところ、「名譽ある議員が訂正してもエディターはその訂正を抹消 revise やめやし、名譽ある議員が校閲段階で訂正してもその訂正が常に認められるとは限らない」、這樣的である。

それではどんな原則に基いて行つてゐるかと聞くと、エディターは、何が言わねたかといふの絶対的に正確な記録を作成するいふを第一原則にしてゐる、といふことである。

ミスター・ボナ・ロー ヒヤ、ヒヤ。

議長 エディターは、述べられた発言の一般趣旨を変更するのんた訂正も許さないといふに細心の注意を払つてゐるが、例えば文法上の誤まり、分離不定詞 split infinitive、余分な言葉 redundancies、おたは誤りた口の incorrect dates、これがの訂正是認めてい。私はエディターのいういう態度を正しいものと考える。

サー・ウイリアム・バイルズ 発言の意味を一そり明確にするために議員がわざかな字句を変更する慣習はどういと以前からあつたのがどうか。

議長 それは議員の慣習であろう。しかし、修正または変更 amendment or alteration が趣旨に実質的影響を及ぼすかどうか判断する権限はエディターに帰属する。

ミスター・ホワイト 議長から離れたところでなされた発言の速記が困難なために、本院の発言の記録は、重要な字句が抜けついだり、実際に言ひもしない字句が挿入されていたりすることがあるのが実情ではないのか。

議長 そのとおり。名譽ある議員及び真に名譽ある議員が議長席に背中を向けて低い下のベンチに向かつて話しかける場合、何と言つたのか正確につかみにくく、こうじう速記者の不平を私は聞いてゐる。このような場合、速記者が次の言葉を書き取れないときはブランクのおまにし、何が言われたか別の方法で確認し、それでブランクを埋めるのが速記者の任務である、私はこういう指示を与えた。

〃スター・クルックス それはありのままのことば a swear word を意味しないのではないか。

このローザー議長の裁決は、一九四四年五月九日のクリフトン・ブラウン議長の裁決の中でも引用されているし、その後同種の問題が起こらないところから見ると、この議長裁決が訂正権についての今日の公的見解であると推定できよう。

なお、ブラウン議長は質問に答えて次のようにも述べている。

ミスター・ブキナン 私は、政府関係者が議員の場合より多く発言を訂正しているのではないかとの危惧の念を持っているが、政府関係者といえども議員と同じ扱いをされるよう希望する。

議長 いま言われたことは間違いだと思う。かりに政府がハンサードに対して圧力を加えた場合、私は支持しないつもりである。

ミスター・ネイル・マックリーン 議員が速記課へ行つて、発言の趣旨まで訂正する例がこのところあるのではないか。

議長 それは絶対ない。ただ、私は、いかなることがハンサードに記載されるかについて無知の議員が二、三いることをつけ加えたい。自分の発言中に抜けている字句があるといって訂正を求めてきた一例に「ここで盛大な拍手あり」を挿入してほしいというのがあった。

名誉ある議員 ネイム、ネイム（名を指して言え）。

訂正権に関しては、前述のように、速記者の反訳原稿を発言者の校閲を経てから印刷に回している国はドイツ、フランス、アメリカであり、イギリスだけは訂正の希望者に記録部に来てもらい反訳原稿を発言者に送らないことにし

ている。

ハンサード日刊版の表紙の裏には訂正について次のように書かれている。
「日刊版の校正刷りはお送りいたしません。製本版作成に際して本院議員が御自分の発言の訂正を希望されるときは、本日刊版を使って御訂正の上、その御訂正を記入した部分の写しを、発言の日から十四日以内に、上院記録部長宛に御送付願います。」（上院）「日刊版の校正刷りはお送りいたしませんし、週刊版については御訂正できません。製本版作成に際して本院議員が御訂正を希望されるときは、電話によることなく、本日刊版を明確に御訂正いただき、その御訂正を記入した部分の写しを下院記録部宛に御送付願います。」（下院）

六 委員会の会議録

ドイツでは、委員会の会議については常任委員会及び調査委員会の公聴会のほか、必要に応じて速記録が作成される。委員会が原則非公開なので、速記録は委員会の関係者にのみ印刷またはフォートによるコピーが配付される。公聴会は公開であり、その記録は公表される。

委員会については次の規定がある。

議事規則第七十三条「委員会会議の記録」一 委員会は文書による記録を作成する。その記録は提出された動議及び決定事項その他を記載する。速記録の作成については議長の許可を必要とする。二 非公開の委員会の記録は、文書秘密保持に関する連邦議会規程にいう「極秘、秘密、内密、部外密」のいずれにも該当しない。その扱いは本条三項の規程に定めるところによる。三 議長は、議長団と協議の上、委員会記録の扱いに関する規程を定めなければな

らない。

連邦議会議事規則第七十三条第三項の規定に基づく委員会記録に関する規程（一九七五年九月十六日）

一 本会議以外の委員会の非公開会議の議事録は、正当の利害関係を証明した者が、連邦議会の管理下にある場所において、これを閲覧することができる。この場合、次の特別規程が適用される。

1 非公開の委員会会議の議事録は、当該法律の公布後または選挙期の終了後に初めて、これを閲覧することができる。

2 第五、第六及び第七選挙期における議事録は、委員会が異議を唱えなかつた場合に限り、これを閲覧することができる。この制限は「選挙期の満了後に消滅する」。

3 第八選挙期以降においては、委員会は、議事録またはその一部を法律の公布または選挙期の終了後（本規程一号）に直ちに一般に公開しないときは、議事録に「公務専用」*Nur zur dienstlichen Verwendung* の注記を付せなければならない。

この注記は、遅くとも「選挙期の満了後に効力を失う。ただし、委員会が同時にこれらの議事録を早期に公開する」とを議決したときは、この限りではない。

注記が議事録の一部だけに該当するときは、その部分にも同様の印を付さなければならぬ。

4 非公開の委員会会議が録音媒体に録音されるときは、逐語反訳文の作成及び委員会委員への配付は、これがあらかじめ議決された場合に限り、これを（行う）ことができる。委員会会議録または逐語反訳文の配付後一週間で、録音は消去されなければならない。ただし、委員会が別段の定めをしたときは、この限りでない。

5 正当な利害関係の存否は、議長がこれを判定する。議長は閲覧について条件を付すことができる。

二 調査委員会議事録の取扱いについて別に定めがあるまで、これが秘密保護法の適用を受けていない限り、次の各号が適用される。

1 調査の委託が終了するまでは委員会が解散するまでは、議事録は、申請に基づく場合に限り、「職務上の共助」の方法によって（基本法第三十五条第一項）これを引き渡すことができる。公開の会議の議事録は、正当な利害関係を証明した者が

これを閲覧することができる。例外については委員会が決定する。

2 調査委員会は、委託の終了前に、同委員会の議事録のその後の取扱いについて勧告を行わなければならない。この勧告から逸脱については、調査委員会の解散後は、議長がこれを判定する。

フランス国民議会では、委員会はすべて非公開であるが、委員会に議員以外の大臣その他の者が出席した場合に速記録が作成される。速記録は当該委員会担当者に配付される。委員会の経過と結果については毎週発行される委員会公報 *Bulletin des commissions* で公表されるが、速記録は議院の同意がない限り公表されない。公聴会の記録は公表される。委員会の議事録は秘密である。

イギリス。常任委員会については公開であり、速記録 *Official Report* が作成され、印刷の上、公表頒布される。特別委員会については、証言の聴取のみに関して証言の速記録が作成されるが、その他の審議に関しては議事録が作成される。いずれも案件の審査終了後に刊行される。

アメリカ。委員会の公聴会についてのみ速記録が作成され、公表される。この公聴会の記録のほかに、委員会が作成した資料（コミッティ・プリント）及び法案審査報告書（コミッティ・レポート）が作成され、議会事務局で一般閲覧・入手できる。

結びにかえて

以上、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの諸議会の会議の記録の実態を我が国との関連でその一部を見たが、

各国において差異のあることがわかる。どの国のやり方が一番理想的であるかについては、会議公開の趣旨に照らして論ぜられるべきことであるが、それについてここでは特に言及せずに、各国がそれぞれ会議公開の趣旨を生かすべく努力する仕方に違いがあることと、我が国のやり方が唯一無二でないことを知ることにとどめておきたい。

邦文参考文献

- 鈴木隆夫「国会の会議録について」〔ジ・ユーリスト〕八三号 昭和三〇年
日本速記協会「会議録に関する資料集」昭和三六年
佐藤達夫「憲法第五十七条の“会議録”」〔日本の速記〕昭和三八年五月
佐藤忠雄「会議録事務提要」〔教育出版〕昭和四三年
前田英昭「主要国議会の会議録に関する資料集」〔日本速記協会〕昭和四六年
前田英昭「主要国議会の会議録に関する資料集」について〔日本速記協会〕昭和四六年
P・オコンネル（新ヶ江幸男訳）「議会速記録の作成と刊行」〔日本速記協会〕昭和四六年
北川和彦「国会会議録の取扱について」〔びぶろす〕一一一三 昭和四六年
東京都議会「会議録調製の手引」昭和五三年
石倉賢一「国会会議録について」〔大学図書館研究〕一五号 昭和五九年